

令和２年度 第８期事業計画策定スケジュール（案）

	介護保険運営協議会	部 会		備 考
		第１部会 （介護保険課関係）	第２部会 （長寿支援課関係）	
令和２年 ４月	第1回 4月27日（月） 審議事項 （１）部会に属する委員及び部会長の指名について （２）第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について 報告事項 （１）第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る調査 について 等			諮問書交付
５月				
６月 ～ ８月	第２回 審議事項 （１）「第８期計画」の骨子（案）について 等	２回程度開催予定 （１）介護保険制度改正 等に関する国の動向 について （２）保険料について （３）保険給付について 等	２回程度開催予定 （１）介護保険制度改正 等に関する国の動向 について （２）地域包括支援セン ターの運営について （３）地域支援事業につ いて 等	
９月				

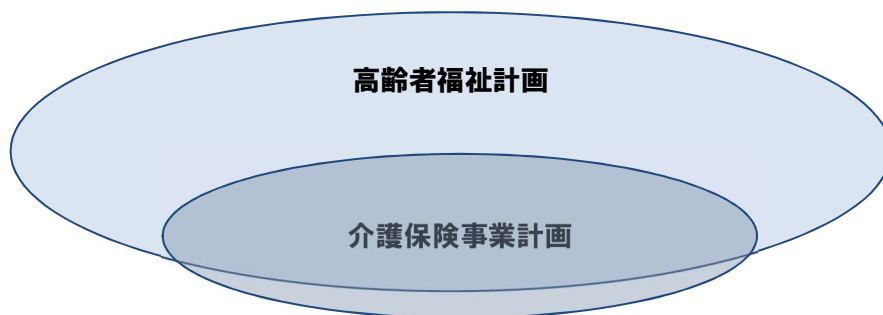
令和2年度 第8期事業計画策定スケジュール（案）

	介護保険運営協議会	部 会		備 考
		第1部会 (保険料・その他)	第2部会 (保険給付・地域密着型)	
10月	第3回 報告事項 (1) 部会実施状況 審議事項 (1) 計画素案について 等			
11月		(必要に応じて) 随時開催予定		
12月	第4回 報告事項 (1) 部会実施状況 審議事項 (1) 計画素案について (2) 「中間のまとめ」パブコメ実施について 等			パブリックコメント実施(12月～1月)
令和3年 1月				
2月 ～ 3月	第5回 審議事項 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について			市長へ答申

第 8 期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

- 「高齢者福祉計画」はすべての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画であり、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者福祉計画」に包含される。



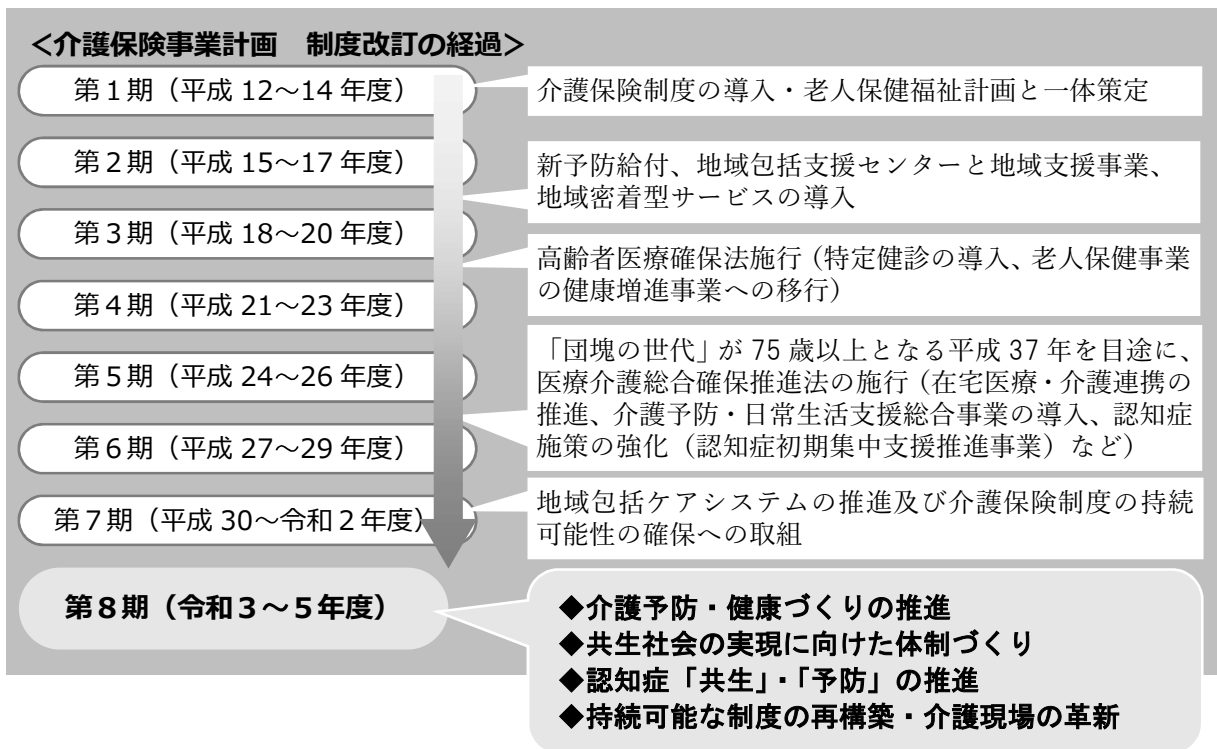
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

- 基本指針では、以下の事項について定めることとされている。

- ・介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている

- 第8期（令和3年度～5年度）においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第8期計画に位置付けることが求められる。



3. 第8期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて

国は、令和2年2月の社会保障審議会介護保険部会において「第8期介護保険事業（支援）計画」（2021～23年度）の基本指針の素案を示している。第8期計画において記載を充実する事項（案）は次の6点である。

【基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方】

▶2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定。

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第8期の保険料を見込むに当たっては直近2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

▶地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

▶介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について 記載。）
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

▶**有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に関する都道府県・市町村間の情報連携の強化**

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載。
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定。

▶**認知症施策推進大綱などを踏まえた認知症施策の推進**

- 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。（普及 啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載。

▶**地域包括ケアシステムを支える介護人材確保と業務効率化の取り組みの強化**

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載。
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICT の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載。
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載。
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載。

(参考) 介護保険制度改革の全体像

地域共生社会の実現と2040年への備え

